

(12月31日付保健福祉部報道資料(仮訳))

社会的距離の確保の強化措置の2週間延長

(略)

<2>社会的距離の確保の調整

□上記の点を総合的に勘案し、**現行の社会的距離の確保の強化措置を2週間延長して施行することを決定した。**

○**期間は2022年1月3日から1月16日まで、2週間施行される。**

□**今回の社会的距離の確保の調整は、私的な集まりの人数基準、不特定多数が利用する施設の営業時間制限、行事・集会の基準、宗教施設等のすべての事項が現行通り維持される。**

□ただし、防疫効果を維持できる水準で現場の意見を反映し、一部細かな調整が追加される。

○**映画館・公演場の営業時間を従来の22時制限から上映・公演開始時間を基準に21時まで入場できるよう調整する。**

ー 現行の22時基準を適用した場合、2～3時間の上映時間のために運営上の支障が大きいため、危険性が比較的低い施設・利用特性を勘案した措置である。

＜社会的距離の確保の強化措置の主な内容＞

○ (私的な集まり) 接種の有無に関係なく、全国4名まで可能

※ただし、同居家族、介護（児童・高齢者・障害者）等の既存の例外範囲は引き続き維持

－ (食堂・カフェ) 未接種者(※) 1名单独利用のみ例外で認定

※ 防疫パスの例外（PCR検査で陰性が確認された者、18歳以下、完治した者、やむを得ない事情による未接種者）に該当しない未接種者を意味

○ (運営時間) 1・2グループは21時、3グループ及びその他の一部施設は22時までの制限

－ (21時制限) 1グループ（遊興施設など）及び2グループ施設（食堂・カフェ、カラオケ、銭湯業、屋内体育施設）運営時間を21時までに制限

－ (22時制限) 3グループ及びその他の一部施設（ゲームセンター、マルチルーム、カジノ、ネットカフェ、塾(※)、マッサージ店・按摩店(※※)、パーティールーム) 22時までに制限

※塾の場合、生涯学習の教育塾のみ22時までの営業時間制限を適用

※※医療法により、視覚障害者が運営・従事する按摩店は除外

－ (映画館・公演場) 映画上映及び公演開始時間を基準に21時の入場まで許容

○ (イベント・集会) 50名未満のイベント・集会は接種者・未接種者の区別なく可能であり、50名以上の場合は接種完了者等(※)だけで構成し299名まで可能

※接種完了者、未接種者のうちPCR検査で陰性が確認された者、18歳以下、完治した者、やむを得ない事情による未接種者等

－ 300名以上のイベント（非正規公演場・スポーツ大会・祭り）は従来のように関係省庁の承認の下で管理し、社会的距離の確保の強化期間の必須イベント以外は不承認

－ 例外及び別途のルールが適用されるイベントについても、50名以上の場合、防疫パスの適用拡大（299名の上限規定は非適用）

※ (イベント例外) 公務及び企業の必須経営活動に関連したイベント（企業の定期株主総会等）

(別途のルール) 展示会、博覧会、国際会議

○ (宗教施設) 接種の有無に関係なく、収容人数の30%（最大299名）まで、接種完了者のみで構成した場合は70%まで可能

□併せて、接種証明・陰性確認制（以下「防疫パス」）についても一部調整した。

○QRチェック等の電子出入名簿の適用対象である3,000平方メートル以上の大規模店舗（商店・マート・百貨店）にも防疫パスの適用が追加される。

－百貨店及び大型マート等は出入りの管理が困難であり、これまで防疫パスの適用が除外されてきたが、防疫上のリスク及び他の施設との公平性の問題が継続して提起されてきた点が考慮された結果、下された決定である。

－ただし、現場の混乱を最小化するため、1週間の準備期間（※）を経て1月10日（月）から施行し、指導期間も1週間（1月10日～16日）与える。

※施設の開放性（出入口が多数存在）による出入管理の困難、生活必需品の購入等、日常生活に必須である点を勘案し、事前予告及び準備期間が必要

<防疫パスの既存の適用施設（16種）>

▲遊興施設等（遊興酒場、団欒居酒屋、ナイトクラブ、ハンティング屋台、感性居酒屋、コーラテック・ダンスホール）

▲カラオケ、▲屋内体育施設、▲銭湯業、▲競輪・競艇・競馬／カジノ（韓国人）

▲食堂・カフェ、▲塾等、▲映画館・公演場、▲読書室・スタディカフェ、▲マルチルーム、▲ネットカフェ

▲屋内スポーツ競技場、▲博物館・美術館・科学館、▲パーティールーム、▲図書館、▲マッサージ店・按摩店

<追加適用施設（1種）>

▲商店・マート・百貨店（3,000㎡以上）

※ 防疫状況の安定化時、危険度の低い施設から段階的に解除する案を検討

○当初2月1日から適用することとしていた青少年防疫パスの施行時期を3月1日に調整し、指導期間を1か月（2022年3月1日～31日）付与する。

（後略）

（了）

<出典元URL>

http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=&brdGubun=&dataGubun=&ncvContSeq=369241&contSeq=369241&board_id=&gubun=ALL#